

電子保証の導入について

秩父広域市町村圏組合
事務局 財務課

令和6年4月1日以降の入札公告若しくは指名通知、見積依頼する案件より、契約保証、前払金保証及び中間前払金保証について、電子証書の取扱いを開始します。なお、従来どおり書面による提出も引き続き可能です。

1 電子保証とは

電子保証とは、これまで書面により交付されていた保証証書について、インターネットを通じて「電子保証」の交付から閲覧までを行う仕組みのことをいいます。

2 電子証書の対象となる保証証書

東日本建設業保証株式会社が提供するインターネット保証サービス（Net Desk）により発行された次の保証証書が対象です。

- ・契約保証
- ・前払金保証
- ・中間前払金保証

3 電子証書の提出方法

(1) 認証キーの提出

保証会社から発行された認証キー（PDF ファイル）を契約書提出前までに財務課まで電子メールで送付してください。※Net Desk から「認証キーのお知らせ」を出力してください。

提出先アドレス : zaimu@union.chichibukouiki.lg.jp
--

(2) メールの件名等

件名：【電子保証】、案件名 を記載してください。

例 【電子保証】〇〇工事

本文：以下の3点を記載してください。

(1) 業者名 (2) 担当者氏名・連絡先 (3) 保証名称（契約保証・前払金保証等）

例 (1) 〇〇株式会社 (2) 広域太郎・0494-23-2489

(3) 契約保証及び前払金保証

(3) 到達確認

電子証書の提出後、到達確認の電話を行ってください。（契約締結等の円滑な手続きのため、必ず電話してください。財務課：0494-23-2489）